

○足田砕石二上採石場拡張事業

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	土石採取事業の変更の事業
事業規模	拡張区域の面積 約 14.96ha
事業実施者	足田砕石(足田倫一)
事業実施場所	奈良県香芝市、葛城市
関係地域を所管する市町村	奈良県香芝市、葛城市、大阪府柏原市、羽曳野市、南河内郡太子町

(手続状況)

・方法書

方法書提出	平成23年10月17日
方法書公告	平成23年10月18日
方法書縦覧期間	平成23年10月18日～11月17日
方法書に対する意見書提出期間	平成23年10月18日～12月1日
方法書に対する意見書数	3通
住民意見概要提出	平成23年12月20日
環境審議会へ諮問	平成23年12月26日
環境審議会答申	平成24年3月9日
方法書に対する知事意見【別紙記載】	平成24年3月19日

・準備書

準備書提出	平成25年5月10日
準備書公告	平成25年5月15日
準備書縦覧期間	平成25年5月15日～6月14日
準備書に対する意見書提出期間	平成25年5月15日～6月28日
準備書に対する意見書数	0件
住民意見概要等提出	平成25年7月2日
環境審議会へ諮問	平成25年7月2日
環境審議会答申	平成25年10月18日
準備書に対する知事意見【別紙記載】	平成25年10月30日

・評価書

評価書提出	平成26年3月17日
評価書公告	平成26年3月18日
評価書縦覧期間	平成26年3月18日～4月17日

(環境審議会審議経過)

・方法書

第1回環境影響評価審査部会	平成23年12月27日
第2回環境影響評価審査部会	平成24年1月20日
第3回環境影響評価審査部会	平成24年2月23日
環境審議会	平成24年3月30日

・準備書

第1回環境影響評価審査部会	平成25年7月25日
第2回環境影響評価審査部会	平成25年8月20日
第3回環境影響評価審査部会	平成25年9月9日
環境審議会	平成25年10月18日

疋田 倫一(疋田碎石) 殿

奈良県知事 荒井 正吾

疋田碎石二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書についての意見

二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

1 大気質、悪臭について

- ア 大気測定は1地点となっており、バックグラウンドに重点を置いた調査となっているが、既存施設の影響を考慮した調査を追加し、複数地点での調査、予測・評価を行うこと。
- イ 大気の測定地点で行う気象観測データで、特に卓越風などを大気汚染物質の拡散予測に生かした予測・評価を行うこと。
- ウ 本事業で最も懸念される環境影響の1つに粉じん、降下ばいじんがあげられるため、既存施設での調査、住民との対話等を踏まえて、粉じん、降下ばいじんを抑制する効果的な対策を環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に記載すること。
- エ 悪臭の予測・評価については類似事例や事前の調査を踏まえ、基本は臭気指数を中心に、調査すべき悪臭物質があれば調査するというメリハリをつけた調査を行うこと。
- オ 悪臭の予測評価について、この地域が特定悪臭物質による規制なのか、臭気指数による規制なのかを準備書に記載すること。
- カ 悪臭の予測評価においては既存施設の影響を考慮した調査を行い、必要な対策を準備書に記載すること。

2 騒音・振動・低周波について

騒音・振動・低周波の予測にあたっては、技術指針を参考にするだけでなく地域特性を加味した類似の方法で予測・評価を行うこと。

3 水質について

- ア 事業実施区域周辺の河川のみでなく、事業実施区域内の調整池の濁りの状態を調査項目として追加し、予測・評価を行うこと。
- イ 下流に対する影響を軽減することを踏まえた調査、予測・評価を行うこと。
- ウ 調整池では富栄養化の問題が生じる可能性があるため、富栄養化に対する環境保全措

置を検討し、準備書に記載すること。

4 動物、植物、生態系について

ア 周囲の概況の記載について、既存資料を引用するだけでなく、元の文献を調べ、重要性を検討した上で準備書に記載すること。

イ 調査にあたっては、事前調査の状況を十分踏まえて、適切な調査地点を選定すること。

ウ 修景緑化について種子吹き付けで植生回復するというのは問題となっている手法であるので、国立公園内であることを十分考慮して、種子吹き付け手法はとらず、できるだけ地域の苗木等を極力使用して周囲の森林植生と調和する緑化を行うこと。

5 景観について

ア 採石途上については、採石場西側の登山道からの見え方を十分考慮し、作業に必要な機器・設備・施設の配置方法を検討した上で予測・評価を行うこと。

イ フォトモンタージュ作成の際には、採石終了後の修景について人工的な景観とならないよう、周囲の自然・山に調和するような具体的な植栽計画を示して、予測・評価を行うこと。

ウ 主要な眺望点の選定においては、地点選定の基準を示し、可視・不可視を含めた調査、予測・評価を行うこと。

エ 遠景からの調査を行い、可視・不可視を含めた予測・評価を行うこと。

6 文化財について

事業実施区域周辺地域はかつてサヌカイト石や金剛砂の産出によって日本古来の先端技術のメッカとなった地域であり、また古代の寺院や古墳の石室の石を切り出した地域でもあるので、地域の歴史性について調査し、準備書に記載すること。

7 廃棄物について

ア 樹木の伐採等の建設工事に伴う副産物および施設の稼働による廃棄物については、調査項目として追加し、的確な調査、予測・評価を行うこと。

イ 本事業による影響を分かりやすくするために、既存の廃棄物中間処理場に搬入される廃棄物の量、種類、処理方法を明確にし、既存施設を含めた調査、予測・評価を行うこと。

8 その他

ア 環境影響評価に際しては、周辺住民の意向を配慮するとともに、準備書は専門的内容が多く、かつ、膨大な量になる可能性があることから、その作成に当たっては、住民などに分かりやすい表現や説明となるよう検討し、実施すること。

イ 環境影響評価の手続きを実施するにあたり、対象事業実施区域及び周辺において、予測及び評価又は環境保全措置の検討に資するため、最新の文献その他の資料を入手し、準備書に反映させること。

ウ 環境影響評価を行う過程において、環境への影響を及ぼす新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測・評価を行うこと。

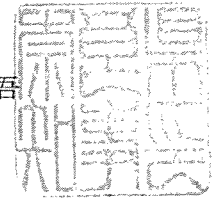
エ 年次報告等事後の調査報告については、準備書に記載して行うこと。



環 政 第 334 号
平成25年10月30日

疋田 倫一（疋田碎石） 殿

奈良県知事 荒井 正吾



二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書についての意見

二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

1. 大気質について

周辺地域への影響を回避するため、工事計画による対応のみならず、風向きや気象条件等の影響にも配慮し、住居地域へ粉じん等が集中した場合には、操業を停止して状況を観察する等の柔軟な対策を打ち出すこと。

2. 悪臭について

臭気発生源を定期的に把握するため、事業地周辺の巡回等を行い、状況を公開し、著しい強い臭いの発生が認められた場合は、作業を一時中断し、その原因を明らかにした上で作業を再開すること。

3. 騒音・振動について

ア 原石の採取等における騒音・振動の評価において、整合を図る基準又は目標としては「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準」ではなく、「特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準」を適用することを基本とし、予測結果等を再評価すること。

イ 事業実施区域から発生する騒音・振動・低周波音について、環境基準を超過する等の懸念があることから、当該箇所での予測・評価を行い、事業による影響が認められる場合には、環境保全措置を講ずること。

ウ 運搬車両の通行について、環境への負荷が少ないルートを使用するよう努め、騒音・振動・走行台数について事後調査を行うこと。調査の結果、環境への影響が認められる場合には、盛土計画の再考などにより、車両台数を削減する等の措置を講ずること。

4. 水質について

降雨時の浮遊物質量の調査結果において、 $3,300 \text{ mg/L}$ と非常に高い値が観測されている。準備書に記載された環境保全措置及びその効果についての事後調査を実施し、効果が不十分な場合には必要な措置を講ずる等、安全性の確保に努めること。また、下流への濁水長期化が生じないように、十分に配慮すること。

5. 動植物について

ア 修景緑化は、外来種の排除等の適切な維持管理を行うとともに、周辺の生態系に影響を与えないよう配慮すること。地域の生物多様性の保全に向けて、修景緑化に用いる樹木については、在来種を採用することはもとより、種の遺伝的多様性にも配慮すること。

イ 消失率が低い植物であっても、希少種や個体数が限られている植物は移植等の対策が必要である。移植等の保全対策を考えるための根拠資料を整理するとともに、移植データを残しながらモニタリングを行っていくこと。

ウ 注目種、予測対象種、保全措置対象種の選定経過をより詳細に記載すること。

6. 景観について

ア 眺望点や景観資源そのものを改変しなくても、周辺を改変することで景観資源の価値が下がることから、景観については十分に配慮すること。

イ 事業地周辺の二次的な森林から成る里山的景観への影響にも配慮し、可能な範囲で早期の緑化や樹木の適切な維持管理を行うこと。

7. 修景盛土材について

ア 修景盛土に使用する土砂について、使用する土石の種類・量を工区ごとに記載すること。

イ 建設汚泥を原料とする再生土（奈良県リサイクル認定製品）を使用することから、その品質の基準を確保するため、環境基準・強度基準の試験を定期的実施し、その記録を県に報告するとともに公開すること。